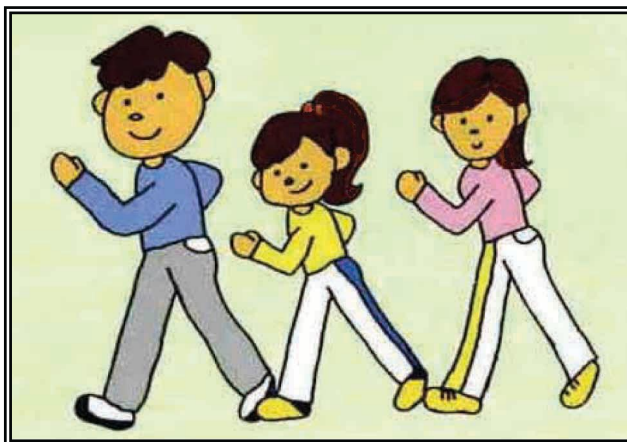


第4章 県民一人ひとりの健康づくりを応援する

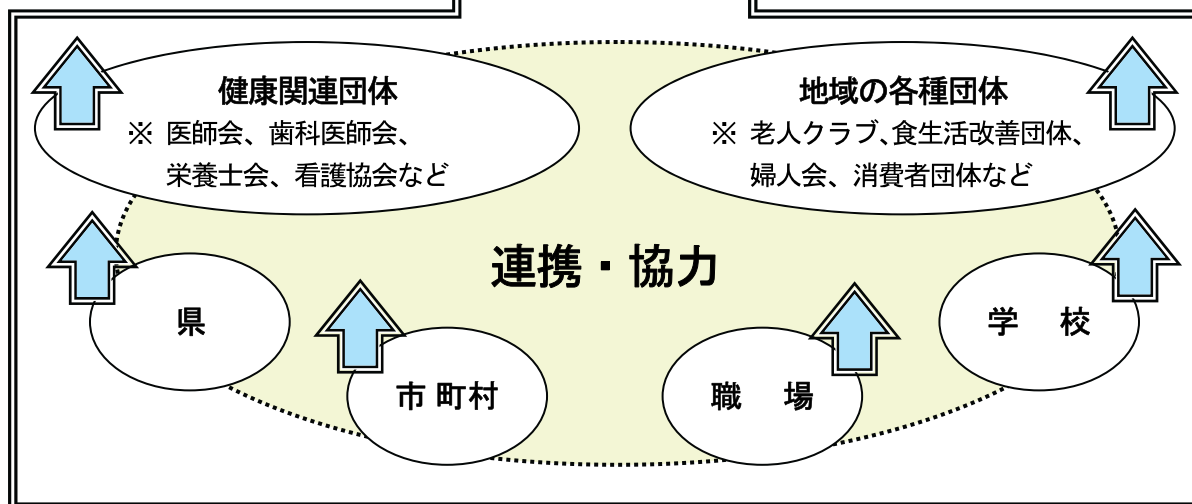
- かながわ健康プラン21で示した各目標を達成するためには、個人や家庭が主体的に取り組むことが大事ですが、それを支える行政や、職場、学校など様々な関係団体の相互の連携を促進し、個人の健康づくりを支援することが不可欠です。
- そこで、県、市町村、企業（職場）、学校、健康関連団体及び地域の各種団体などがそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して、県民一人ひとりの健康づくりを応援します。
- また、『誰もが』『いつでも』『どこでも』、気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、施設や公園など、ハード部分の整備充実を図るとともに、必要な情報やサービスが簡単に手に入るようソフトの部分についても充実を図り、個人が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。



県民一人ひとりの健康づくり

- ・健康情報の提供
- ・相談窓口の開設
- ・施設の整備、充実
- ・講習会等の開催
- ・余暇活動の支援
- ・健康診断等の充実 など

支援



みんなで取り組む健康づくり

1 それぞれの役割

(1) 県の役割と取組方策

- 県は、生涯を通じた健康づくりを実現するため、市町村、学校、地域・職域団体、健康関連団体等と連携・協力し、県民一人ひとりが取り組む健康づくりを支援するため、環境整備に取り組みます。
- 地域保健と職域保健の連携と推進のための総合調整を行います。
- 地域における健康情報の収集、分析を行うとともに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策の重要性について普及啓発を積極的に行うなど健康に関する情報を広く県民に提供します。
- 地域の健康づくりを支える人材の確保・育成に積極的に取り組みます。
- 様々な分野の関係機関・団体と連携・協力し、自殺対策を総合的に推進します。
- 保健福祉事務所を県民の健康づくりの拠点として機能強化を図るとともに、広域的、専門的な立場から、市町村や地域団体等の支援をします。

○ 食生活に関する取組

- ・ 市町村、学校、企業や関係団体等地域保健と職域保健が連携し、食生活・栄養に関する教育・指導を実施します。
- ・ 市町村、学校、企業、食生活改善推進員などが行う食生活改善活動を支援します。
- ・ 飲食店や給食施設における栄養成分表示を推進します。
- ・ 食生活に関する情報をインターネットやリーフレット等を通じ広く提供します。
- ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。

○ 身体活動に関する取組

- ・ 身近な地域や学校、職域などで気軽に体操に取り組むことができるよう「健康づくりに向けた体操推進運動」を進めます。
- ・ インターネットによるスポーツ情報サービスを展開し、行事や施設に関する情報提供を行います。
- ・ 気軽に運動・身体活動に取り組めるよう、県立スポーツ施設の利用促進を図るとともに、県立都市公園等の整備を進めます。
- ・ 高齢者の社会参画活動を推進し、健康で生きがいのある生活を送れるよう、支援体制を整備します。
- ・ 福祉の街づくり条例などに基づき、公共施設、商業施設等の建物や、道路、公園などのバリアフリー化を推進し、高齢者等が外出しやすい街づくりに努めます。
- ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。

○ こころの健康に関する取組

- ・ こころの健康の保持・増進のための普及啓発活動や「こころの電話相談」などの相談体制を充実します。
- ・ 職場においてストレスを感じている労働者が増大していることを踏まえ、「働く人のメンタルヘルス相談」など、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組むとともに、労働者の心身の健康の確保と安心して働ける環境づくりの推進に必要な知識の普及啓発を図ります。
- ・ インターネットなどの活用により生涯学習情報等を充実し、県民の余暇活動を支援します。
- ・ 自然にふれあい、心身のリフレッシュを促進するため、自然公園・保全緑地の整備、活用を推進します。
- ・ 農村地域に滞在し、自然とのふれあいや農作業体験等を通じて、心身のリフレッシュを図るグリーンツーリズムの普及を推進し、県民の余暇活動を支援します。
- ・ 日常生活の活力の源である睡眠について、適切な知識の普及を図ります。
- ・ 自殺対策に係る庁内会議や、かながわ自殺対策会議の協議検討を踏まえて、普及啓発、人材育成、調査研究、適切な精神科医療、社会的取組、自殺未遂者・自死遺族支援、民間団体との連携など、総合的な自殺対策に取り組みます。

○ 喫煙・飲酒に関する取組

- ・ 公共の場における受動喫煙防止対策を進めます。
- ・ 喫煙がもたらす健康被害に関する適切な情報を広く提供します。
- ・ 多量飲酒がもたらす健康被害に関する適切な情報を広く提供します。
- ・ 喫煙・飲酒に関する相談・指導体制を充実します。

○ 歯の健康に関する取組

- ・ 「8020 運動」を推進するため、フッ化物を使用した取組など、先駆的・モデル的な事業の検討、普及を進めます。
- ・ 県民や市町村、団体などが歯の健康づくりを実施するために必要な情報提供や研修事業を実施します。

○ 健（検）診に関する取組

- ・ がん検診の受診率向上のための普及啓発を行います。
- ・ 市町村が実施する健康教育、がん検診、健康診査*、歯周疾患検診、骨粗鬆症^{こつそしょう}検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業の効果的な実施に向けて、支援します。
- ・ 保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向けて、支援します。
- ・ 市町村（国保部門・衛生部門等）の保健師、管理栄養士等を対象に、健診・保健指導事業の企画・評価及び保健指導の技術の向上に関する研修を実施するとともに、民間事業者等の医師、保健師、管理栄養士等を対象に保健指導の知識・技術に関する研修を実施し、健診・保健指導人材の育成を行います。

* 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の加入者に含まれない 40 歳以上の者に対する健康診査

コラム

サンマルサンサン

「3033運動」で健康生活を！！ <所管：神奈川県教育委員会教育局スポーツ課>

1日30分…意識的にからだを動かしてみよう。

1回10分程度の運動を合計して30分でも結構です。

週 3 回…できれば2日に1回ずつ、運動しましょう。運動効果が期待できる目安です。

3 ヶ 月…続けてみましょう。運動習慣が身につき、運動の効果が現れてきます。

(2) 市町村の役割と取組方策

- 市町村は、住民に一番身近な自治体であることから、地域における住民の健康づくりの推進役として、各種行政機関、学校、地域・職域団体、健康関連団体等と連携を図り、地域の実状に応じた健康づくり対策に取り組めます。
 - 市町村は、国民健康保険の保険者として実施する特定健康診査・特定保健指導と連携し、住民の健康づくりを進めます。
 - 保健センターなどの保健活動の拠点を整備し、健康に関する相談など保健サービスの提供に関する体系的なシステムを構築するとともに、母子保健事業や健康教育、がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症^{こつそしょう}検診等を行い、住民一人ひとりの健康管理・疾病予防という観点から推進します。
 - メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防の重要性などの健康に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、地域団体等と連携して、住民の健康づくりを支援します。
 - 様々な関係機関や団体等と密接に連携し、地域の状況に応じた自殺対策を推進します。
- 食生活に関する取組
 - ・ 地域において食生活や栄養に関する教育・指導を充実します。
 - ・ 地域の食生活改善団体の活動を支援します。
 - ・ 生活習慣病予防や健康づくりのための食生活を普及します。
 - ・ 食生活改善推進員の養成を積極的に実施します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。
 - 身体活動に関する取組
 - ・ 子どもたちが安心して遊ぶことができるよう児童公園や広場の整備に努めます。
 - ・ 気軽に運動・身体活動に取り組めるようスポーツ環境の充実を図り、身近なところで健康づくりに取り組めるようにします。
 - ・ 体育協会等と連携し、スポーツ指導者の育成、地域スポーツの振興に努めます。
 - ・ スポーツ情報、レクリエーション情報の提供を充実するとともに、ニュースポーツ（バウン
ドテニスやマレットゴルフなど）やレクリエーションの普及を図ります。
 - ・ 老人クラブ活動、シルバー人材センターへの支援など、高齢者の生きがいと健康づくりを応援します。
 - ・ 歩道の段差・傾斜の解消など、ひとにやさしい「みちづくり」、「まちづくり」を進め、高齢者等が外出しやすい環境を整備します。
 - ・ 高齢者の健康保持・増進を図るため、保健師などの専門職員による訪問指導や介護予防の充実を図ります。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。

- こころの健康に関する取組
 - ・ こころの健康の保持・増進のための普及啓発活動及び相談体制を充実します。
 - ・ 自然にふれあい、心身のリフレッシュを促進するため、自然公園・保全緑地の整備、活用を推進します。
 - ・ 豊かな自然の中で、余暇を楽しむことができるよう余暇利用施設の管理運営を行います。
 - ・ 公民館、図書館などの生涯学習関連施設の機能充実を図り、住民の余暇活動を支援します。
 - ・ 地域緑化・美化運動を推進し、うるおいのあるまちづくりを進めます。
 - ・ 様々な関係機関や団体等と密接に連携し、住民を対象にした自殺対策に関する普及啓発等に取り組めます。

- 喫煙・飲酒に関する取組
 - ・ 禁煙を希望する方を対象とした禁煙支援プログラムを積極的に推進します。
 - ・ 家庭、地域、学校と連携して、青少年の健全育成（禁煙・禁酒）に努めます。

- 歯の健康に関する取組
 - ・ さまざまな場面を通じて、歯科疾患予防を推進するための知識・技術を普及します。
 - ・ 「8020 運動」を推進し、フッ化物の利用などの適切な予防処置を通じて、住民の歯の健康づくりを支援します。
 - ・ 住民の歯と口腔の健康に関する学習の場づくりを支援します。

- 健（検）診に関する取組
 - ・ 保健センターを拠点として、母と子の健康増進及び病気や障害の発生を予防するための妊婦・乳幼児健康診査や、壮年期からの疾病の予防、早期発見・早期治療に向けた健康教育、がん検診、健康診査*、^{こつそしやう}歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウィルス検診等の健康増進事業を実施します。
 - ・ 特に高年期の健康維持には、壮年期からの健康づくりと生活習慣病予防などが重要であることから、市町村が国民健康保険事業として実施する特定健康診査・特定保健指導と市町村が実施する健康づくり事業と連携して実施するための体制整備を進めるとともに、より体系的、効果的な保健サービスを提供します。

* 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の加入者に含まれない 40 歳以上の者に対する健康診査

保健指導会場はこちら



(3) 企業・保険者の役割と取組方策

- 企業（職域）は、従業員の健康管理という観点から、特に壮年期・中年期の健康づくりに重要な役割を担っています。定期健康診断の実施や人間ドック受診に対する補助をはじめ、労働環境の整備、従業員の福利厚生の充実などに努めます。また、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 企業（職域）は、地域社会の一員として、健康づくり活動の場の提供など、地域の健康づくりに対して協力するとともに、適切な健康増進関連商品やサービスの提供、健康をイメージした広告活動などを通じて、県民の健康づくりを支援します。
- 保険者は、被保険者・被扶養者等に対する健康保持・増進のために必要な、40歳～74歳を対象にした特定健康診査・特定保健指導など、さまざまなサービスの提供を実施します。特に、生活習慣病の増加に対応するため、一次予防を中心とした保健事業の充実やこころの健康に関する取り組みを強化します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防の重要性について普及啓発を積極的に行います。

○ 食生活に関する取組

- ・ 健康診断と連携し、食生活や栄養に関する教育や相談を実施します。
- ・ 給食施設においてヘルシーメニューの提供や栄養成分表示を進めます。
- ・ 特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置を進めます。
- ・ 給食施設指導の際には、企業等の健康管理部門と連携し、従業員等の生活習慣病予防や健康づくりを進めます。
- ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。

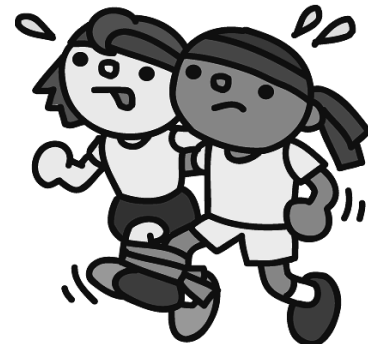
○ 身体活動に関する取組

- ・ 機関誌などによる健康情報の提供を充実し、従業員（被保険者）の健康づくりを支援します。
- ・ 健康に関するビデオを貸し出し、従業員（被保険者）が取り組む健康づくり運動を支援します。
- ・ 健康づくりに関する総合的な電話相談を実施します。
- ・ スポーツ施設、レクリエーション施設の運営や利用補助を行います。
- ・ ウォーキング大会など、健康づくりイベントを開催します。
- ・ グループで実施するスポーツ、レクリエーション活動に対し、補助をします。
- ・ 企業が持っている各種健康資源を地域に開放し、地域の健康づくり運動を支援します。
- ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。

○ こころの健康に関する取組

- ・ 仕事上のストレスを増大・蓄積させないよう、労働環境を整備するとともに、国が定める「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、心の健康づくり計画の策定や4つのケア（労働者によるケア、管理監督者によるケア、産業医・衛生管理者等によるケア、事業場外の機関・専門家によるケア）の推進など、事業場におけるメンタルヘルスケアに積極的に取り組みます。
- ・ 保養施設の運営や契約施設の利用補助などを行い、従業員（被保険者）の心身のリフレッシュを支援します。

- 喫煙・飲酒に関する取組
 - ・ 機関誌などにより、喫煙・飲酒による健康被害についての正しい知識を提供します。
- 歯の健康に関する取組
 - ・ 喫煙による歯周病等歯の健康についての正しい知識を普及します。
 - ・ 歯みがきコーナーを設置し、食後の歯みがきを奨励するなど、従業員の歯科疾患予防を積極的に進めます。
- 健（検）診に関する取組
 - ・ 従業員（被保険者）を対象とした定期健康診断、骨密度検診、歯科検診及び各種がん検診等を実施します。
 - ・ 人間ドックを受けようとする従業員（被保険者）に対し、費用等の補助を行います。
 - ・ 保険者は、特定健康診査・特定保健指導を実施し、健診実施率と保健指導実施率の向上を図ります。



(4) 学校の役割と取組方策

- 学校は、児童・生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質や能力を育てる教育を行います。
- 家庭や地域と連携し、健康的な生活習慣を身につけるための教育に取り組みます。
- 未成年者の喫煙、飲酒防止対策に、重点的に取り組みます。
- 学校施設の開放などを通じて、地域住民の健康づくりを支援します。
- 地域、家庭と連携し、多様化する児童・生徒の悩みに対応するためこころの健康対策に取り組みます。

○ 食生活に関する取組

- ・ 「食に関する指導」をとおして、生きた教材である学校給食の活用も含め、児童、生徒に正しい食生活に関する教育を実施します。
- ・ 児童、生徒の健康や食生活に関する情報の提供及び相談を実施します。
- ・ 家庭や地域と連携し、食生活、栄養に関する正しい知識の普及に努めます。

○ 身体活動に関する取組

- ・ 体育館、運動場等の学校体育施設を開放し、生涯スポーツ振興を推進するとともに、地域住民の健康づくりを支援します。
- ・ 児童・生徒のスポーツ活動を促進するため、運動部活動の活性化を推進します。

○ こころの健康に関する取組

- ・ 専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置や養護教諭の研修等を充実し、こころの健康対策を推進します。
- ・ 教職員経験者や民生児童委員など、地域の人材を活用して、児童の悩みや保護者からの相談に応じる「子どもと親の相談員」を小学校に配置します。
- ・ 教員等に対する自殺対策の研修を実施します。
- ・ 児童・生徒にいのちを大切にすることをはぐくむ教育を実施します。
- ・ 地域、家庭と連携して自殺予防に関する普及啓発に取り組みます。

○ 喫煙・飲酒に関する取組

- ・ 未成年者の喫煙・飲酒が健康に与える影響について、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 未成年者の喫煙・飲酒を防止するための活動を家庭や地域、行政と連携して、実施します。

○ 歯の健康に関する取組

- ・ 定期的な歯科健康診断や自己観察により、自分の歯や口腔の健康状態を把握できる力を育てます。
- ・ 正しい歯みがきなど、歯科疾患を予防するための技術を身につけます。
- ・ 歯や歯肉の健康を教材として、総合的な健康管理ができる力を育てます。

○ 健（検）診に関する取組

- ・ 学校保健法に基づき、定期健康診断を実施し、児童、生徒の健康管理に努めます。

(5) 健康関連団体の役割と取組方策

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの健康関連団体は、その専門性を活かして、県民に健康に関する相談や情報提供等を実施します。
- 地域の取り組みに、積極的に協力し、地域住民の健康づくりを支援します。
- 関係機関、団体と連携を図り、地域の状況に応じた自殺対策に取り組みます。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防の重要性について普及啓発を積極的に行います。

- 食生活に関する取組
 - ・ 地域のケーブルテレビやコミュニティFM、インターネット等を通じ、健康や食生活に関する正しい情報を提供します。
 - ・ イベント会場などにおいて、食生活に関する相談を実施します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。
- 身体活動に関する取組
 - ・ 団体の広報誌などを通じ、会員に対する普及啓発活動を展開します。
 - ・ 「近くの階へは階段を使用する」など、日常生活における身体活動の増進について、普及啓発を行います。
 - ・ 年代に応じた運動・スポーツ、レクリエーション活動を推奨します。
 - ・ 健康フェアなど、誰もが気軽に参加できる健康づくりイベントを開催し、地域住民の健康づくり運動を支援します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。
- こころの健康に関する取組
 - ・ こころの健康相談を実施します。
 - ・ レクリエーション情報の提供を充実し、心身のリフレッシュ対策を進めます。
 - ・ 会員に対する普及啓発を図り、かかりつけ医等による自殺の危険性の高いうつ病等の精神疾患患者の早期発見、早期対応に取り組みます。
- 喫煙・飲酒に関する取組
 - ・ 地域のケーブルテレビやコミュニティFM、インターネット、広報誌等を通じ、喫煙や過度の飲酒による健康被害に関する正しい情報を提供します。
 - ・ 「節度ある適度な飲酒」についての普及啓発活動を展開します。
- 歯の健康に関する取組
 - ・ インターネット等で歯科に関する情報が得られる体制を整えます。
 - ・ 歯の衛生週間などのイベントを開催し、歯の健康に関する相談や、情報提供、情報交換の場を設けます。
- 健（検）診に関する取組
 - ・ さまざまな場面を通じて、健診の重要性について、普及啓発を行います。
 - ・ 「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」などの普及を推進します。
 - ・ 関係団体の会員等を対象に健診・保健指導等の人材育成を行います。

(6) 地域団体等の役割と取組方策

- 老人クラブ、地域婦人団体、消費者団体、食生活改善団体などの地域団体やNPO（民間非営利団体）は、地域における健康課題や地域住民の健康意識等を把握し、健康づくりに関する学習の場の提供や、健康に関する情報の提供など自主的な活動を通じて、地域住民の健康づくりを支援します。
- 関係機関、団体と連携を図り、地域の状況に応じた自殺対策に取り組みます。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防の重要性について普及啓発を積極的に行います。

- 食生活に関する取組
 - ・ 団体の広報誌などを通じ、生活習慣病予防や健康づくりのための食生活に関する普及啓発活動を展開します。
 - ・ 食品の栄養表示を普及する運動を展開します。
 - ・ 生活習慣病予防のための、講習会や調理実習会を開催します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるために健全な食生活と運動習慣が定着し、生活習慣の改善を図ることができるよう食育の考えも含め、食と運動を組み合わせた活動を実践します。
- 身体活動に関する取組
 - ・ 「近くの階へは階段を使用する」など、日常生活における身体活動の増進について、普及啓発を行います。
 - ・ 歩行マップの作成など、運動習慣の普及に取り組みます。
 - ・ 高齢者の社会参加活動等を促進し、生きがいと健康づくりを進めます。
 - ・ 各年代に応じた運動・スポーツ、レクリエーション活動を推奨します。
 - ・ ウォーキング大会など、誰もが気軽に参加できる健康づくりイベントを開催し、地域住民の健康づくり運動を支援します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるために健全な食生活と運動習慣が定着し、生活習慣の改善を図ることができるよう食育の考えも含め、食と運動を組み合わせた活動を実践します。
- こころの健康に関する取組
 - ・ レクリエーション情報等の提供を充実し、心身のリフレッシュ対策を進めます。
 - ・ 地域住民の見守り活動等を通じて、こころの健康をそこねている人の状態に気づき、専門家につなぐなど、自殺の危険性のある者の早期発見、早期対応に取り組みます。
- 喫煙・飲酒に関する取組
 - ・ 会報等を通じ、喫煙や過度の飲酒による健康被害に関する正しい情報を提供します。
 - ・ 「節度ある適度な飲酒」についての普及啓発活動を展開します。
 - ・ 未成年者の喫煙・飲酒を防止するための活動を地域、学校と連携して、実施します。
- 歯の健康に関する取組
 - ・ 専門家の協力を得て、歯や口腔の健康に関する学習、情報提供などを推進します。

- 健（検）診に関する取組
 - ・ 会報などを通じて、健診に関する情報提供、普及啓発を行います。

コラム

ヘルスマイト（食生活改善推進員）をご存知ですか？

おいしく 楽しく 健康に！



ヘルスマイトとは、全国で20万人が地域の健康づくりボランティアとして活動している「食生活改善推進員」のことです。

ヘルスマイトは、一人ひとりが地域の実情にあった方法で、全国各地で健康づくりの啓発活動を年間延べ1,850万人に対して行っています。

市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」を受講した人たちが自主活動グループを作って活動しています。

国の食育推進基本計画において、地域におけるヘルスマイトの取組が健康づくりや食文化の継承のための活動に位置づけられ、さらに幅広く活動を推進しています。

ヘルスマイトは「健康日本21」の推進役として、健康づくり支援者“ヘルスサポーター”の育成を始めました。

ヘルスサポーターは、健康や生活習慣病の予防などについて学んでいただき、その知識を率先して行動に移し、家庭や学校、職場などで、健康づくりを進めていただく方々で、全国で100万人の育成をめざしています。

(7) (財) かながわ健康財団の役割と取組方策

- (財) かながわ健康財団は、神奈川県における健康づくりの中核的な推進母体として、県、市町村、地域、健康関連団体等と連携協力して、県民の健康づくりを総合的に支援します。
- 総合的な保健活動に関する情報を広く県民に提供します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防の重要性について普及啓発を積極的に行います。

- 食生活に関する取組
 - ・ 財団主催の健康づくりセミナーや企業、地域の集まりにおいて、食生活に関する相談を実施します。
 - ・ 生活習慣病予防や健康づくりのための食生活を指導します。
 - ・ 骨密度測定を実施し、その結果を基にバランスのとれた食生活を指導します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。
- 身体活動に関する取組
 - ・ 市町村、企業などの団体が実施する地域や職場を対象とした健康づくり事業を支援します。
 - ・ 健康づくりに対する関心を高め、日常生活のなかで健康づくりの実践活動が定着するよう各種健康づくりセミナーを開催します。
 - ・ 健康体力測定車を運行し、測定結果に基づいた運動処方を提供することによって、安全で効果的な運動習慣作りを普及します。
 - ・ 一万人健康ウォーク実行委員会の事務局として、「歩く」ことの普及を図ります。
 - ・ 健康情報誌「ヴィサン」などを通じ、普及啓発活動を展開します。
 - ・ 一般市民、「ヴィサンの会」会員などを対象として、健康づくりイベントを開催します。
 - ・ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を進めるため、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発を積極的に行います。
- こころの健康に関する取組
 - ・ 企業や団体などを対象に「こころと体のリラックス」や「ストレスコントロール」等に関する講演などを開催し、こころの健康相談を実施します。
- 喫煙・飲酒に関する取組
 - ・ 財団主催のセミナーなどで、喫煙や飲酒による健康被害から身を守る事業を展開します。
- 歯の健康に関する取組
 - ・ 歯の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 健（検）診に関する取組
 - ・ がん征圧月間運動を推進し、がんに対する県民意識の高揚を図り、各種がん検診の必要性、方法等について普及啓発を行います。
 - ・ 市町村等と連携して、ポピュレーションアプローチ* による健康教育等を行います。

* ポピュレーションアプローチとは

多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。 (出典：やってみよう!!ポピュレーションアプローチ)

2 健康づくりを進める体制の整備

(1) 計画の推進

○ 県の推進体制

計画の円滑な推進を図るため、計画の策定に参画した行政、企業、学校、健康関連団体などを中心として、かながわ健康プラン21推進会議を設置し、県民健康づくり運動を推進します。

かながわ健康プラン21の取組を普及啓発するとともに、健康課題の中から重点を定めて、集中的な取り組みを行うなど、実行性のある計画の推進を図ります。

かながわ健康プラン21推進会議の部会である地域・職域連携推進部会において、地域保健と職域保健の連携と推進のための総合調整を行います。

かながわ健康財団を健康づくり運動の中核的な推進母体とし、県民が取り組む健康づくり活動を支援するとともに、市町村、企業の健康づくり事業の企画、実践などを支援します。

○ 二次保健医療圏ごとの推進体制

地域保健医療計画^{*1}の中に、二次保健医療圏における健康づくり計画を盛り込みます。

二次保健医療圏ごとに設置されている地区保健医療福祉推進会議を中心にして、計画の推進を図ります。

二次保健医療圏ごとの地域保健と職域保健の連携と推進のための地域・職域連携推進協議会を設置します。

*1 地域保健医療計画は、神奈川県保健医療計画の一部であり、県保健医療計画を踏まえた二次保健医療圏ごとの計画として位置づけ、圏域ごとに具体的な施策を盛り込むものです。計画期間は、平成20年度(2008年)から平成24年度(2012年)までの5年間です。

○ 市町村の推進体制

市町村は住民に直接保健サービスを実施する機関であり、また、地域における健康関連団体の連携の中心としての役割も担っています。こうしたことから健康関連団体と連携し、健康日本21及びかながわ健康プラン21の趣旨に則った事業に取り組むとともに地域の団体の取組を促進するため、市町村計画の策定や推進体制の整備を図る必要があります。

国民健康保険部門と連携する体制を構築する必要があります。

○ 保険者の推進体制

保険者は、特定健康診査・特定保健指導等の実施、評価等を行い、神奈川県保険者協議会^{*2}においては、被保険者に対する保健事業の共同実施等を推進していきます。

*2 神奈川県保険者協議会は、神奈川県内の医療保険の各保険者が、被保険者等の健康の保持及び増進を図るために関係者の協力を得て、医療費の調査・分析、保健事業等の推進について協議・調整し、効果的かつ円滑に事業を実施することを目的としており、協議会の事務局は、神奈川県国民健康保険団体連合会に置かれています。

(2) 健康情報提供の充実

県民一人ひとりの健康づくりを支援するために、正しい健康づくりに関する情報の提供は、大きな役割を担っています。また、行政等が計画策定や事業の推進に際して行う、課題の整理や目標の設定、計画や事業の実施・評価などにも情報を欠かすことはできません。

特に、計画を策定した行政等は、その地域における健康情報を収集、蓄積、分析し、その結果を活用して計画や事業の評価を実施し、計画や事業の見直しにつなげる必要があります。

このために、科学的根拠にもとづく情報を効果的に収集し、広く提供していくための健康情報提供の充実を図ります。

○ 保健情報ネットワークシステムの運用

県は、保健福祉部、保健福祉事務所、衛生研究所等を、コンピュータでネットワーク化することにより、情報の共有化を図るとともに、インターネットを通じて県民、市町村への情報提供を行います。

○ 健康情報の収集・分析

地域の健康課題の分析、評価を行うため次のような保健情報を収集分析し、市町村、関連団体等に提供します。

人口動態統計

地域がん登録

健康増進事業実績

特定健康診査・特定保健指導データ

国民健康保険疾病統計

県民健康・栄養調査

○ 市町村の取組

人口動態統計等の県が提供する健康情報や、市町村が実施している事業の実績、独自の調査結果などを収集・分析し、常に、市町村の健康課題を把握するよう努める必要があります。

○ 健康情報の提供

健康づくりを実践している県民、これから始めようとしている県民に正しい健康づくりに関する必要な情報を提供するための体制を整備します。

- ・ 県、市町村、関係団体などでは、ホームページや各種広報、発行誌などにより健康情報やイベント等の情報を提供します。
- ・ 保健福祉事務所、市町村、保健所など行政機関では、相談窓口において、取組方策や事業情報を提供します。
- ・ マスメディアは、生活習慣に関する知識、がん予防、禁煙・分煙等に関する特集や連載などを行い、健康づくりに関する情報を自主的に提供します。

